

「字限図」を用いた大和郡山城下町の地割分析

The ground profit analysis of Yamato-koriyama castle town
which used the ground census register map

土平 博*

Hiroshi Tsuchihira

I はじめに

歴史地理学において古地割に関する研究は多いが、それらの考証には地籍図が必要不可欠となっている。城下町については絵図や文献史料が比較的まとまって残されていて、景観復原の研究事例が蓄積されてきたといえよう。

さて、郡山城下町を対象にした地理学および隣接分野による既往の調査報告や研究をみると、城下町全体を研究範囲としたもの、城郭や町屋敷地区に範囲を限定したものに整理できよう。そのほか、城下町絵図自体を研究対象にしたものがみられる。

町屋敷地区については、天明年間および寛政年間の町割図が残されているので、当時の屋敷地割をこの図から検討できる¹⁾。また、地籍図との比較によって、地割の連続性を考えることもできる。郡山の場合、侍屋敷地区については、貞享年間（1684～88）、享保9（1724）、安政年間（1854～60）の3点の近世城下町絵図から読み取って屋敷地の配置を明かにしていくことが可能である²⁾。それらから得られる情報は屋敷地割や士族（家臣）名に限られるため、家臣団屋敷の配置を理解する程度にとどまってしまう。しかも、屋敷地割に関する筆界の情報は不正確であり、絵図のみの分析では限界があったといえよう。近年、渡辺³⁾が米沢城下町に残された侍屋敷地区の屋敷地割について検討を行っている。この論考は城下町絵図の様式変化と侍屋敷地の管理を研究テーマとしているが、そこで示された武家屋敷地区における各屋敷地の詳細な面積データなどは、同地区の地割、そこから展開する景観の研究に大きく寄与したものと見えよう。しかし、このような詳細なデータは日本全国の城下町で得られないであろう。とすれば、その代用できる資料を用いながら分析を進めねばならない。

そこで、地籍図を用いた地割の検討は、郡山城下町の侍屋敷地区を理解する上で大きな意味をもつであろう。本研究はそのことをふまえ、地籍図、とくに字限図を用いた検討を試み、その方法の有効性を引き出すことが目的であるが、城下町の一部の地区の検討にすぎず今後の方

向性を探る第一歩にすぎないことを断っておく。

Ⅱ 郡山城下町の範囲と地籍図の種類

郡山城下町の範囲を明治初期の行政単位で区分してみると、町屋敷地区は郡山町、城郭および侍屋敷地区は北郡山村と南郡山村に相当する。もう少し詳しくこれらの町村について触れておこう。北郡山村は明治9年旧町屋敷地区に相当する郡山町から分村して成立した村で、旧郡山城内および北部から西部の侍屋敷地区の範囲にあたる。一方、南郡山村は郡山町から分村して成立した村で、同町の南側、つまり、旧郡山城三の丸および南側から西側の侍屋敷地区の範囲にあたる。この両村は、明治22年に郡山町に合併され大字となった。本稿で扱う郡山町は、特別に断らない限り、北郡山村および南郡山村と合併する明治22年よりも前の範囲をさす。

郡山町、北郡山村、南郡山村の範囲を描いた地籍図は大和郡山市役所所蔵の6冊である。その帳簿名は、①「郡山町」(大正12年)、②「郡山町」(大正14年)、③「無題(北郡山村)」(明治22年?)、④「字限地図 添下郡南郡山村」(明治19年)、⑤「奈良県下大和国添下郡南郡山村地図」(明治21年)、⑥「生駒郡郡山町大字南郡山地図」(大正14年)、である。表紙に記された題名や作成年代による区分はひとまずおき、体裁から判断するといずれの帳簿も字単位に地割を描いた「字限図」といえよう。作成年代から分類すると、明治中期と大正末期の2期の区分でき、また、城下町各地区との対応関係からみると、①、②は町屋敷地区、③～⑥は侍屋敷地区にそれぞれ対応することになる。③～⑤は、郡山町に合併する直前の状況を描いており、⑥は郡山町と合併後大字となった状況を描いている。

Ⅲ 郡山町の字限図

郡山町は近世城下町の町屋敷地区とほぼ一致することは、すでに記した。そこで、この範囲が描かれる地籍図2点について、比較検討をしておきたい。

(1) 郡山町(大正12年)の字限図

この地籍図の表紙には、郡山町内の字名に相当する町名が記載される。したがって、原則として「町」という文字は記されていないが、一部では「町」という文字が入った箇所がある。表紙以下の記載を各紙に記載されるとおり示しておく。1紙1字として、南大工町、奈良、綿町、雑穀、本町、材木町、東岡、西奈良口、新中、観音寺、北鍛冶、中鍛冶、東奈良口、西野垣内、藪、塩、堺、魚、茶、南鍛冶、紺屋、豆腐、新紺屋、柳5丁目、北大工、車、柳3丁目、矢田、柳1丁目、柳2丁目、柳4丁目、洞泉寺、今井、柳裏の順となっている。この各字は、近世城下町の各町に相当する。1紙1字の例外として、東岡と矢田は各2紙あり、合計紙数36である。ところが、表紙に記載される字名順と紙順は異なっている。

1紙上には1字の輪郭がとられ、道路が赤、水路が青で記される。1字内を筆界によって1

筆ごとに割っている。1筆ごとに地番が記されているが、地目の分類はない（図1）。

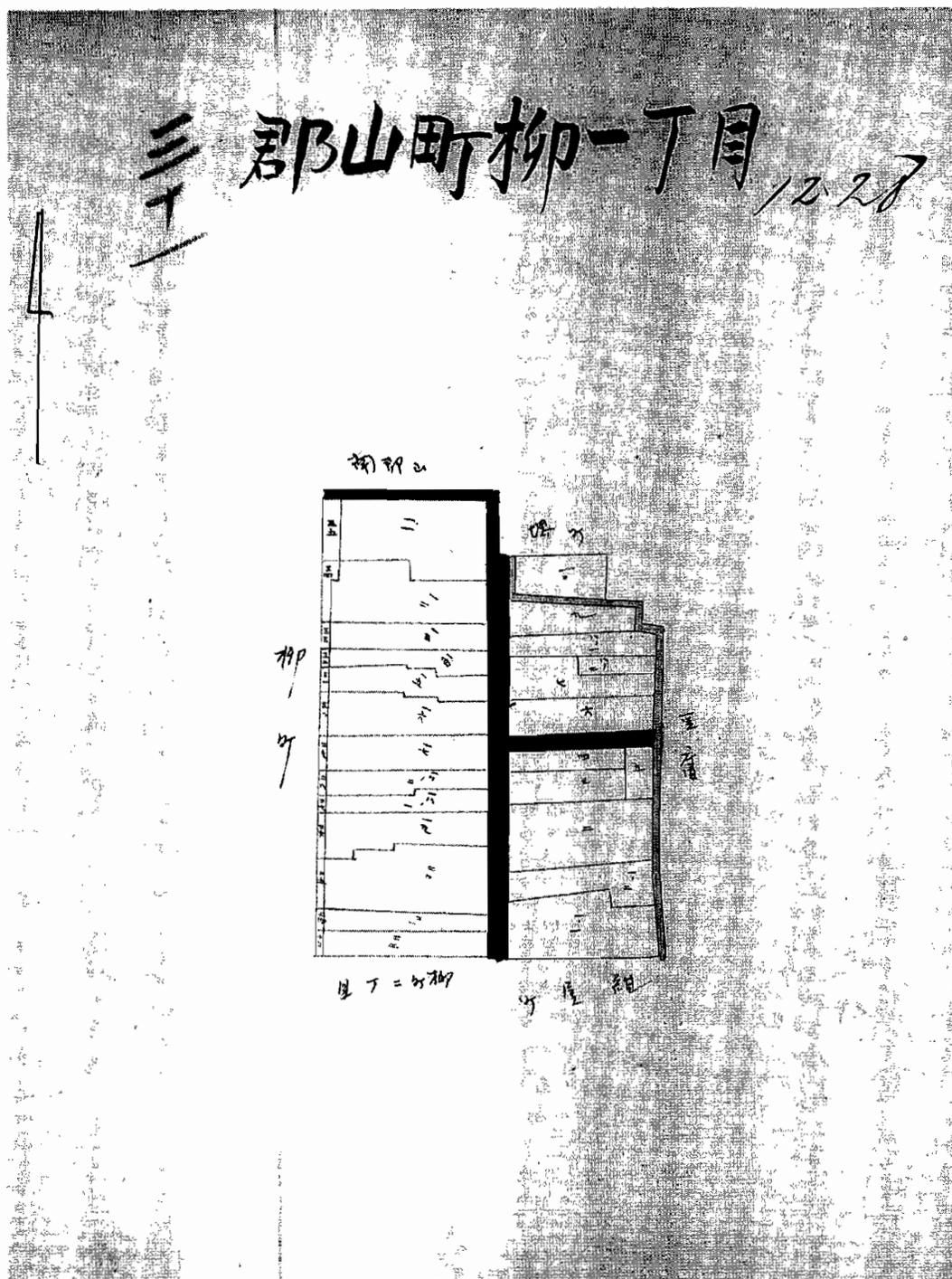


図1 明治12年の字限図（郡山町柳1丁目）
注）大和郡山市役所蔵

(2) 郡山町(大正14年)の字限図

前掲の地籍図と同じ体裁であり、表紙に郡山町の大字が順に記載され、以下の紙順と一致する。ちなみに、その順は今井、柳裏、南鍛冶、雑穀、北大工、東奈良口、材木、中鍛冶、紺屋、洞泉寺、観音寺、西奈良口、矢田、東岡、北鍛冶、豆腐、新紺屋、西野垣内、本、堺、綿、蘭、車、塩、茶、魚、南大工、柳1丁目、柳2丁目、柳3丁目、柳4丁目、柳5丁目、柳6丁目である。

1紙上の描き方についても前掲の地籍図と同様であり、1字の輪郭がとられ、道路が赤、水路が青で記される。1字内を筆界によって1筆ごとに割っている。1筆ごとに地番のほか、地目が記されている(図2)。

Ⅲ 北郡山村・南郡山村の字限図

北郡山村および南郡山村は、近世城下町の範囲に対応させてみると、城郭や侍屋敷地の部分に相当することはすでに述べた。ここではそれぞれの字限図を検討してみたい。

(1) 北郡山村の字限図

この字限図は作成年代が記されていない。凡例の様式や村全体の全図の体裁が(2)で述べる南郡山村のものと酷似していることから、この北郡山村の字限図は、この南郡山村と同一時期、つまり、明治21年ごろに作成されたと考えてよいであろう。ちなみに、明治22年の奈良県の公印が押印されている。

凡例には、3つの注書が記されている。第1は「全図ハ字限面ヲ十分之一ニ縮ム、但シ十間ヲ以テ曲尺一分トス、即チ六千分ノ一ナリ」と最初の紙面に描かれる全体図の縮尺条件が記され、それは6000分の1としている。第2に「字限図ハ實地一間ヲ以テ曲尺一分ニ縮ム、即チ六百分ノ一ナリ」とあり、字ごとの図については600分の1としている。第3に「左の各色印ヲ以テ各地各種ヲ区別ス」とある。色区分は原則として地目区分であり、それらは神社境内地、木造家屋、林、竹藪、荒地、原野、田、畑、畦畔、水、墳墓地、宅地、荒地の順で色区分がされている。しかし、退色しているためこれら13色による色区分の判別は困難である。また、記号は、板橋、道路、堤塘、村界、字界、筆界、方位線の7種類を示している。

この字限図には各字(各紙)の相対的な位置関係を把握することができるように全体図が含まれている。しかし、読み取りができない部分もあるので、別図で補って各字の位置関係を確認できるようにしておく(図3)。

目次にあたる紙面では、第1番から第35番までの字とその面積が記される(表1)。図3と照合するとそれぞれの字と面積が把握できる。そのなかで字小川町は13町6畝3歩である。城下北部の侍屋敷地が西ノ京丘陵地に位置するなかで、この地区は郡山町の北側に接する平地であった。

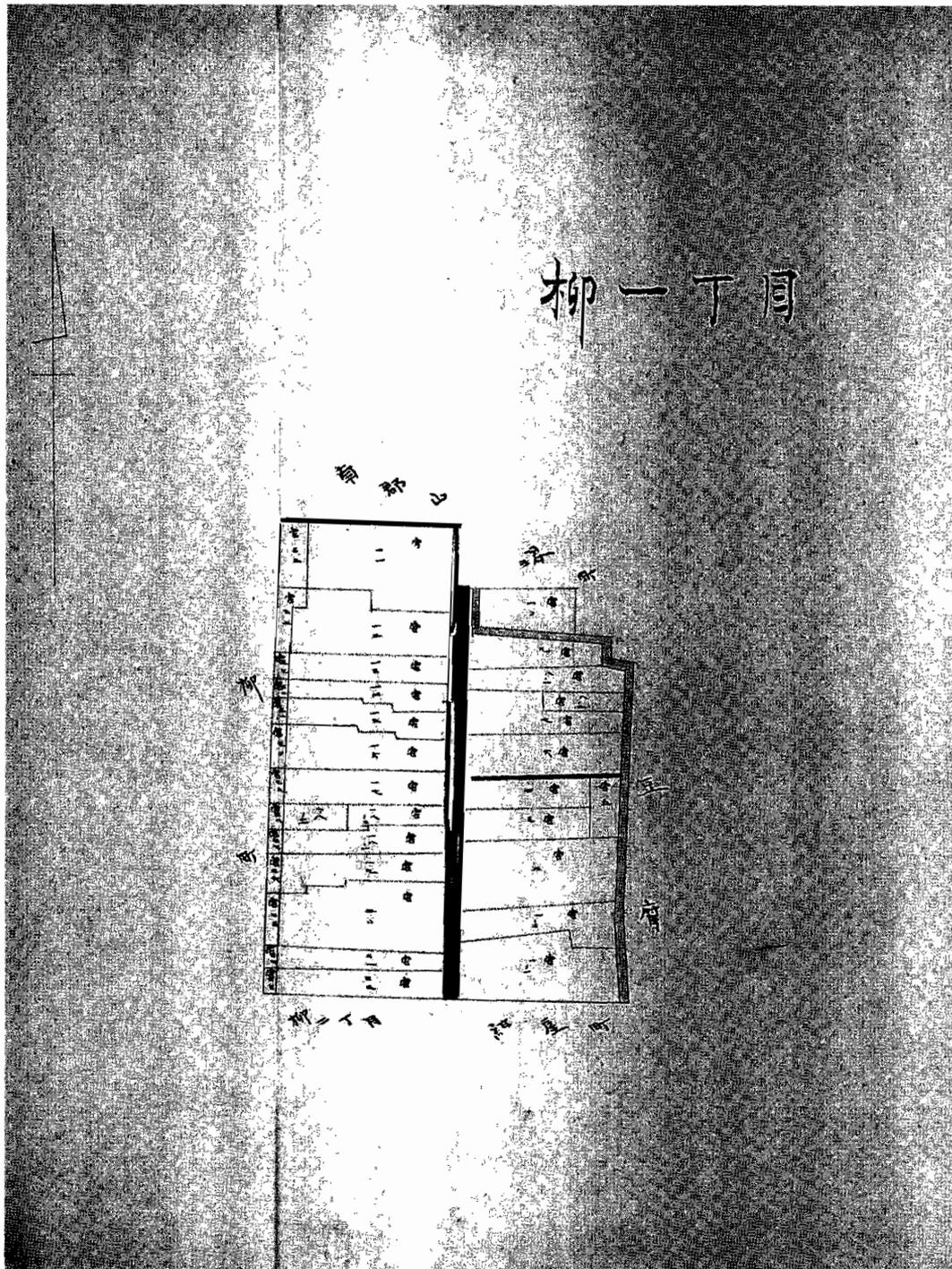


図2 明治14年の字限図（郡山町柳1丁目）

奈良縣郡山町全圖

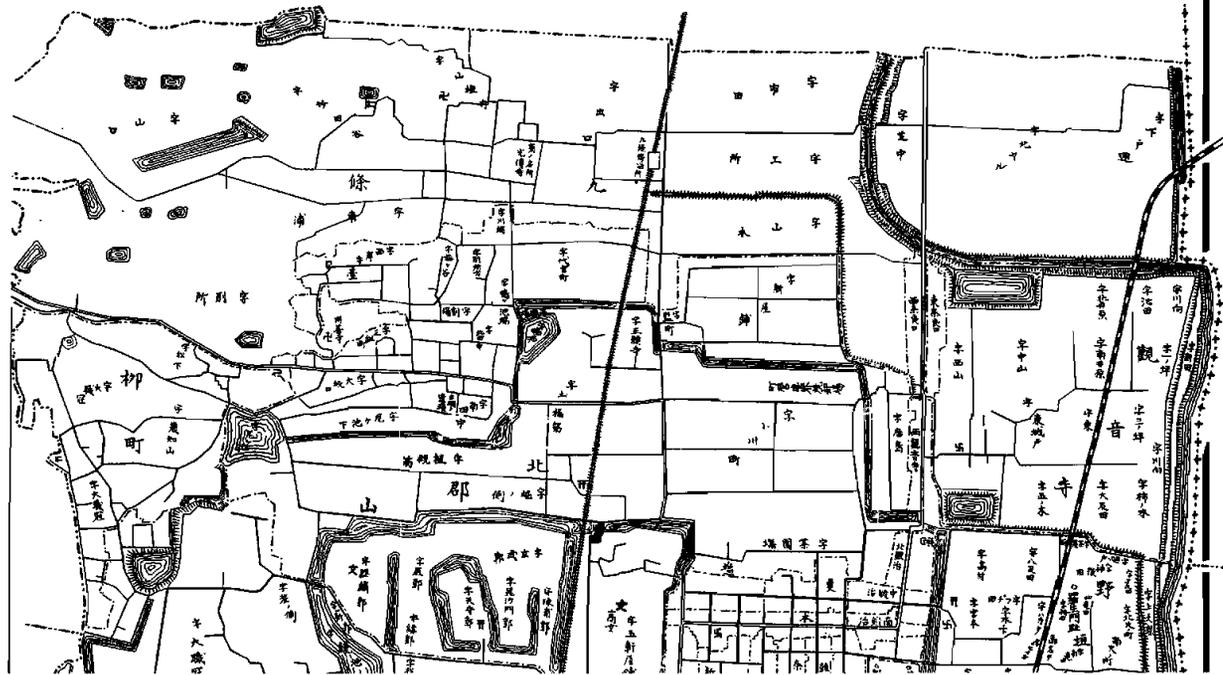


図3 北郡山村における字名と字界

注) 「奈良縣郡山町全圖」の北半分を引用。本圖は北郡山村と合併した明治22年以降の郡山町をさす。

表1 北郡山村における字別の面積

番号	字名	面積			
		町	反	畝	歩
1	薫高院前			9	10
2	豎町		3	1	13
3	新屋舗	5	9		19
4	廣嶋	2		2	11
5	小川町	13		6	3
6	茶園場	2	8	5	23
7	左京堀		4	9	22
8	五軒屋舗	6	7	4	16
9	陣甫郭		5	4	5
10	毘沙門郭		6	8	1
11	玄武郭	1	3		22
12	天守郭	2	2		17
13	縁郭		6	1	7
14	厩郭		6	9	21
15	松陰池		3	7	8
16	麒麟郭	1	2	7	12
17	堀ノ側	6	1	5	29
18	植槻筋	6	6	3	13
19	尼ヶ池		6	3	17
20	尼ヶ池下	1	7	3	4
21	南田中		9	5	7
22	大坂口	2	1	2	15
23	三組町		6	3	14
24	北田中		8	4	13
25	割場		5	9	4
26	西岸寺臺	2	4		11
27	梅ヶ谷		6	7	5
28	別所		9	3	16
29	川端		2	3	8
30	鳴ヶ池端		6	9	8
31	鳴ヶ池		8	5	2
32	土橋筋	2	6	8	14
33	正願寺	2		3	18
34	晒場			3	15
35	代官町	2	8	7	21

資料) 字限図「無題(北郡山村)」(明治22年?)

可能となろう。また、明治期の地目による土地利用の変化の把握、つまり屋敷が並ぶ景観から田畑のなかに屋敷が点在する景観を想定できるであろう。ただし、字限図に記される地目は税種に基づくものであるから、実際の景観を想定する上では問題があることもふまえておかねばならない。

(2) 南郡山村の字限図

この地籍図に描かれる範囲は、郡山城下の南西部に位置する侍屋敷地区に相当する。南郡山

字小川町の範囲を事例にあげてみたい。この字小川町は「安政年間郡山藩家中屋敷図」によると、町屋敷地区北端と接する侍屋敷地区であった。侍屋敷が整然と並んでいるが、同図では面積が記されていないために各屋敷地の規模が不明であった。この地籍図を用いることで、不明であった各屋敷地の面積がおおよそ割り出せる。

字限図では字小川町は4紙に分割されている。前述の「安政年間郡山藩家中屋敷図」上に対応させたものが図4である。さらに、4紙のうち1紙をとりあげて、「安政年間郡山藩家中屋敷図」と比較したものが図5である。一部分筆がみられるが、おおよその対応関係を理解することができる。さらに、字限図に記される面積を読み取り、番号順に整理したものが表2である。これらの地番は図4内の地番を示している。これらの図表の対比から、かつての侍屋敷地が明治中期に宅地として残るのは8筆で、その多くは屋敷地から田または畑に転用されている。分筆の例では、地番12から15は、もとの屋敷地を4分割にして田または畑に転用されたことが挙げられる。30、31、35、37はすべて田ないしは畑に転用されたが、その田畑1筆の範囲はかつての屋敷地の範囲を踏襲していると考えてもよいのではなかろうか。それならば、1筆あたりの面積は、1反5畝から2反1畝、つまり490坪から630坪程度に換算できる。1筆ごとの新旧地割の慎重な検討が必要であるが、緻密な作業により侍屋敷地の筆界が復原、個々の面積の算出が

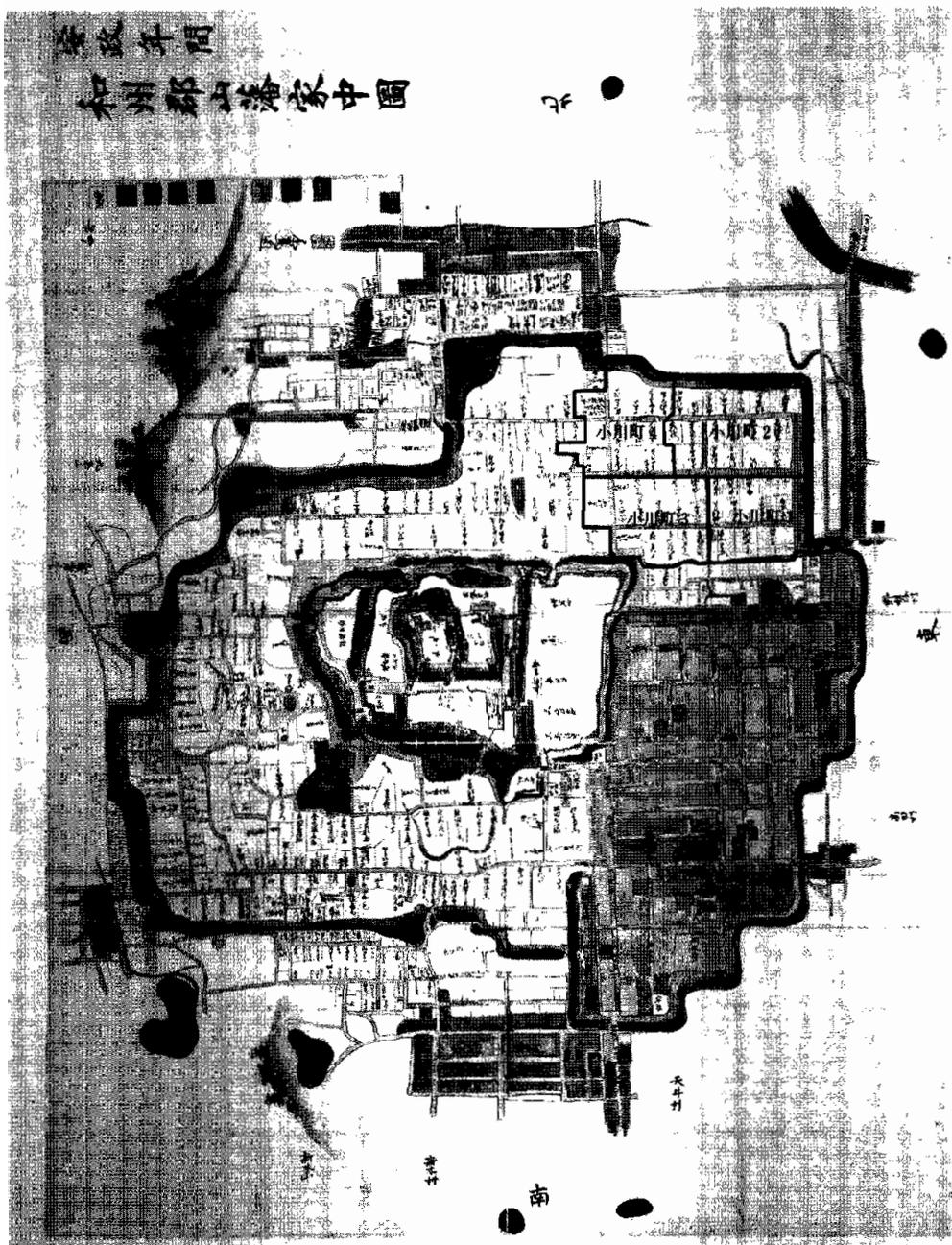


図4 北郡山村字小川町における字限図の割り方
注) ベースマップは「和州郡山藩家中圖(安政年間)」(柳沢文庫所蔵)。

表2 小川町（一部）の屋敷地面積

番号	地目	面積		
		反	畝	歩
12	田		5	
12-2	畔			3
13	畑		8	3
13-2	畔			7
14	田		4	8
14-2	畔			3
15	田		3	24
15-2	畔			4
16	畑	1	9	4
17	宅地	1	1	9
18	宅地		5	24
19	畑		5	10
20	田	2	4	25
21	宅地	1	5	8
22	宅地		1	6
23	畑	2	3	11
24	堤塘	判読不能		
25	里道	1	2	18
26	堤塘	3		28
27	新開地	2		25
28	里道		7	20
29	宅地	3		13
30	田	1	7	4
31	畑	1	5	24
32	田		7	2
33	畑		8	24
34	畑	1	2	8
35	畑	1	8	25
36	宅地	1	4	20
37	田	2	1	25
38	判読不能			
39	里道		7	25
40	田	1	6	1
40-2	畔			13
41	田	1	8	7

資料) 字限図「無題(北郡山村)」(明治22年?)

なろう。また、侍屋敷地から田畑への転用など、土地利用などの変化についても注目できよう。これまで、明治期における近世城下町の変貌を論点にした研究はすでに蓄積されてきた。今後、個々の城下町におけるミクロな視点から地割の問題や土地利用の変化について詳細に検討することによって、これまで明確になっていなかった個々の城下町における各地区の相違などが見出せるのではないだろうか。

村の図はⅡ章に挙げた3種類である。そこで、北郡山村と対比させるために「奈良県下大和国添下郡南郡山村地図」(明治21年)を挙げてみよう。

凡例は、前掲の図と同様な体裁で描かれる。第1～第3の注書は同じであるが、第3に注書に付帯する色や印は、若干異なる。神社境内地、寺院境内地、宅地、木造家屋、田、畑、原野、水、開墾地、墓地の地目、板橋、石橋、堤塘、字界、筆界、方位界、里程表、道路の記号が定められている。凡例の様式や村全体の全図が北郡山村の字限図と酷似している。

南郡山村の字限図にも全図が含まれるが、前述の北郡山村と同様に別図を補っておこう(図6)。図7は箕山町で侍屋敷地区の一例である。

Ⅳ おわりに

本稿は、郡山城下町の範囲に相当する字限図の紹介をふまえ、近世絵図との対比による資料分析の第一歩を示したにすぎない。町屋敷地区にあたるは郡山町は天明および寛政年間の町割図が多く残され当時の詳細な地割が理解できる。そこで、字限図との比較によって合筆や分筆による地割の変化を把握することができる。これまでは、侍屋敷地区の屋敷地割は城下町全体図を用いながら分析するために、詳細な検討には至らなかった。そのような研究段階のなかで、字限図の利用は詳細な研究を一歩進めることに

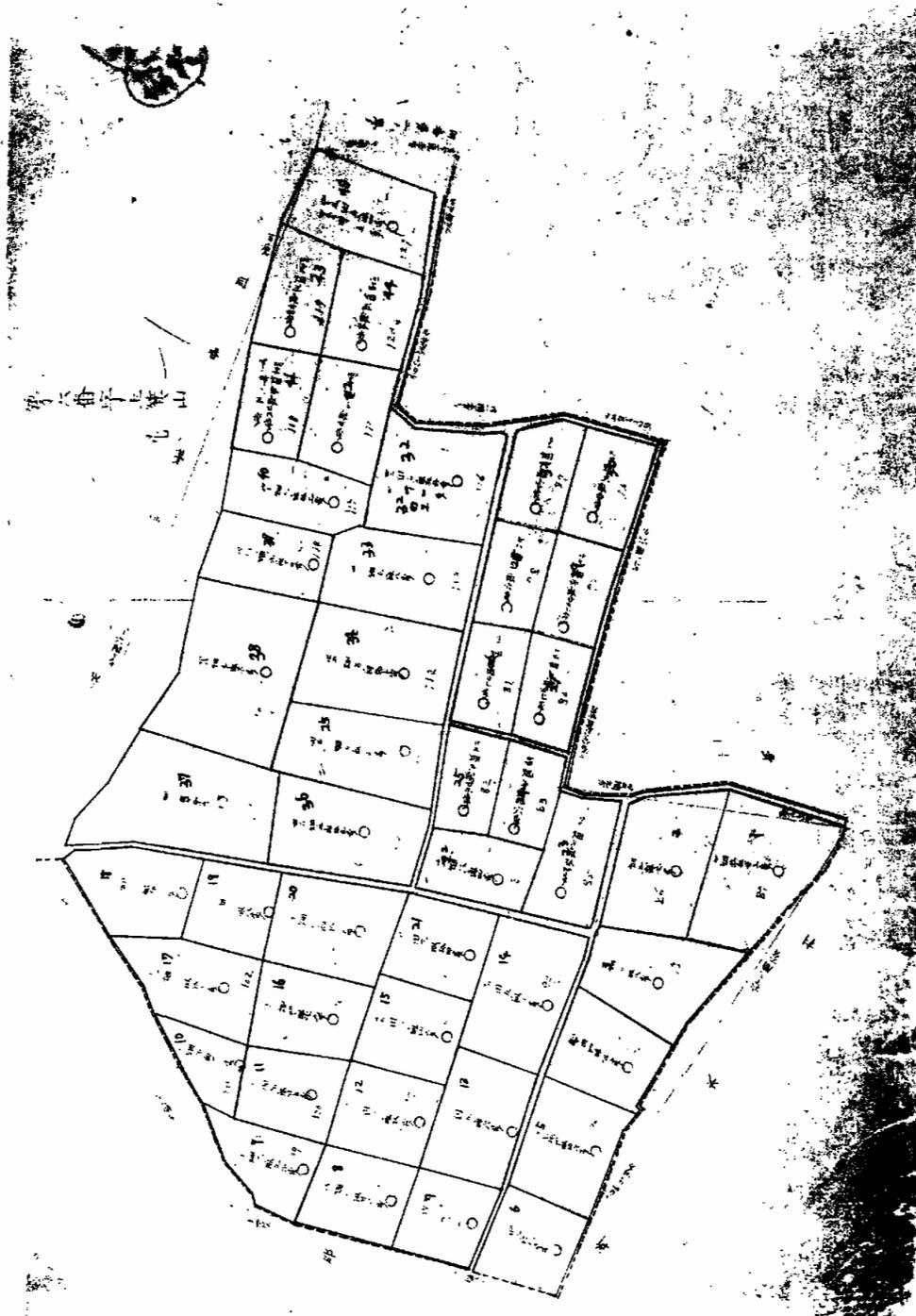


図7 明治21年の字限図(南郡山村箕山)
注) 大和郡山市役所所蔵

付 記

本稿は、平成17年度奈良大学研究助成を用いてなされた調査報告にあたる。史料調査の段階で山川均氏（大和郡山市教育委員会）、下高大輔氏（太宰府市教育委員会）にお世話になった。また、図表作成に関して、地理学科2年次生荒武友美子さん、小栗千佳さん、1年次生大町唯さんの協力を得た。記して謝意を表したい。

注

- 1) 浅香勝輔・足利健亮・桑原公徳・西田彦一・山崎俊郎著（1982）『歴史がつくった景観』古今書院10頁。
- 2) 矢野司郎（1998）「近世大和郡山城下町絵図覚え書き」（関西大学地理学教室編『地理学の諸相－「実証」の地平－』大明堂所収、148-169頁）。
- 3) 渡辺理絵（2003）「城下町絵図の様式変化と武家地管理の展開」人文地理55-3、1-23頁。